

○黒部市競争入札心得

平成31年 3月15日

黒部市告示第48号

(趣旨)

第1条 市が発注する建設工事、測量・調査・設計等の委託業務、施設・設備の清掃・保守・点検、各種役務の提供及び物品購入等(以下「市工事等」という。)の契約に係る競争入札を行う場合の取扱いについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、黒部市契約規則(平成18年黒部市規則第35号。以下「契約規則」という。)その他法令に定めるもののほか、この黒部市競争入札心得(以下「入札心得」という。)に定めるところによるものとする。ただし、委託業務の契約に係る競争入札を行う場合にあっては、第10条第2項及び第3項の規定は適用しないものとする。

(入札等)

第2条 市工事等の契約に係る競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、この訓令、図面及び仕様書(以下「設計図書等」という。)並びに公告又は指名通知書を熟覧のうえ入札しなければならない。ただし、設計図書等に疑義があるときは、入札日の前日まで関係職員に説明を求めることができる。

- 2 入札書は、入札日、入札件名及び入札金額等所要の事項を明記し、記名押印し、封かんしたうえで、入札参加者の氏名及び「入札書在中」と明記して入札箱に投函しなければならない。
- 3 入札参加者は、いったん提出した入札書を、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 4 入札書を指定した場所及び時刻までに投函しなかった場合は、棄権したものとする。
- 5 入札書は、郵便(書留郵便に限る。)により提出することができる。この場合にあっては、第2項により入札書を封かんした封筒を別の封筒に封かんし、その封皮に「 年 月 日開札 工事等の入札書在中」と明記して提出しなければならない。
- 6 前項の規定により、入札書を郵便で差し出す場合にあっては、所定の日時までに到達しなかったものは、無効とする。
- 7 入札の執行を故意に妨害した入札参加者には、退場を命ずることができる。
- 8 入札参加者は、代理人の記名押印により入札するときは、その委任状を持参させなければならない。
- 9 前項の代理人は、同一の入札において2人以上の入札参加者の代理人となることができない。
- 10 入札参加者は、同一の入札において、他の入札参加者の代理人となることができない。
- 11 入札参加者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4「一般競争入札の参加者の資格」の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。
- 12 入札参加者以外の入札室への立入りは禁止する。

13 建設・建築工事の入札参加者は、第1回目の入札に際し、入札書に記載する金額の積算根拠を示す書面（以下「工事費内訳書」という。）市長に提出しなければならない。

14 前項の規定により提出された工事費内訳書は、返却しないものとする。

（入札の辞退）

第3条 入札参加者は、入札執行が完了するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であっては、入札辞退届を契約担当者等に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中であっては、その旨を明記した入札書を入札を執行する担当者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加について不利益な取扱いを受けるものではない。

4 指名競争入札を行う場合において、入札の辞退により、入札参加者が1人になったときは、入札執行を中止するものとする。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たって競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の中止等）

第5条 入札参加者が、独禁法等に抵触する行為その他不正若しくは不穩の行動をなし、又は関係職員が入札の適正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し、若しくは中止することがある。

（無効の入札）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 入札保証金の納付を必要とする入札について、入札保証金納付証明書の添付のない入札又は当該納付額が不足する入札

(3) 契約規則第7条第1号により入札保証保険契約を締結し入札保証金の納付が免除された入札について、入札保証保険金額を超える金額の入札

(4) 入札書に記名押印のない入札及び入札金額を訂正し、その箇所に押印のない入札

(5) 同一人の同一事項に対する2通以上の入札

(6) 入札参加者が他の入札参加者の代理人を兼ねて行った入札及び2人以上の入札参加者の代理を

兼ねて行った者の入札

- (7) 入札書の記載金額その他記載事項が確認できない入札
- (8) 明らかに独禁法等に抵触すると認められる入札又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札
- (9) 郵便入札を認めない場合の郵便入札
- (10) 郵便入札の場合において、第2条第5項に規定する表示のない入札
- (11) 委任状を持参しない代理人の行った入札
- (12) 再度の入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札
- (13) 建設・建築工事の場合において、工事費内訳書を提出しない者又は工事費内訳書の内容に不備がある者のした入札
- (14) 前各号に掲げるもののほか、この訓令及び入札条件に定められた入札に関する事項に違反して行った入札

(開札)

第7条 開札は、入札場所において、入札後直ちに、入札参加者立会の上行うものとする。

(落札者の決定)

第8条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内に達したものがあるときは、令第167条の9及び令第167条の10の2の規定による場合を除き、収入の原因となる契約にあつては最高の価格をもって入札をした者、支出の原因となる契約にあつては最低の価格をもって入札した者を落札者として決定するものとする。ただし、支出の原因となる契約にあつて、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合においては、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

(再度入札等)

第9条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、再度入札は、1回までとする。

2 第6条の規定により入札が無効とされた者は、特別の場合を除き、当該入札の再度の入札に参加することはできない。

(契約の締結)

第10条 落札者は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して5日(黒部市の休日を定める条例(平成18年黒部市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く。)以内に契約を締結しなければならない

い。

2 入札者は、建設・建築工事であつて契約代金の額が500万円以上の場合、契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証をもって納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は納付を免除する。

3 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約代金額の10分の1以上としなければならない。

4 落札者が第1項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

(異議の申立て)

第11条 入札参加者は、入札後、設計図書等についての不明を理由とした異議を申し立てることはできない。

(随意契約を行う場合の取扱い)

第12条 市工事等について随意契約を行う場合は、第6条第2号及び第3号並びに第8条の規定を除き、この訓令に準じて取り扱うものとする。

2 前項の場合においては、予定価格の制限の範囲内で見積りをした者の中から採用者を決定するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)

工 事 費 内 訳 書

平成 年 月 日

黒部市長 様

商号又は名称

代表者名 印

1 番 号 第 号

2 工 事 名

3 工事場所

4 工事価格 円 (消費税含まず)

単位：円

内 訳				
区 分	工 種	数 量	金 額	備 考
工事価格				
	本工事費	1 式		本工事費内訳表
	付帯工事費	1 式		付帯工事費内訳表
合 計				

本工事費内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					
直接工事費	計				
共通仮設費（積上分）					
安全費					
	交通誘導員				
共通仮設費（率分）					
共通仮設費	計				
現場管理費					
一般管理費					
工事価格	計				

※ 本内訳書は、当該工事設計書の本工事費内訳表に準じて作成すること。